

刈谷市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年5月1日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市規則第31号

刈谷市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

刈谷市子ども・子育て支援法施行細則（平成26年規則第20号）の一部を次のように改正する。

目次中「第2章 子どものための教育・保育給付（第2条―第23条）」を「第1章の2 妊婦のための支援給付（第1条の2―第1条の6）第2章 子どものための教育・保育給付（第2条―第23条）」に改める。

第1章の次に次の1章を加える。

第1章の2 妊婦のための支援給付

（妊婦のための支援給付認定申請）

第1条の2 法第10条の9第1項の規定による申請は、妊婦のための支援給付認定申請書（様式第1号）により行うものとする。

（認定の通知等）

第1条の3 市長は、法第10条の9第1項の認定をしたときは、妊婦のための支援給付認定通知書（様式第1号の2）により前条の申請書を提出した者に通知するものとする。

2 市長は、法第10条の9第1項の認定ができないときは、妊婦のための支援給付認定申請却下通知書（様式第1号の3）により前条の申請書を提出した者に通知するものとする。

（妊婦支援給付金の額の決定に関する通知）

第1条の4 府令第1条の4の5の規定による妊婦支援給付金の額の決定を行ったときの通知は、妊婦支援給付金の額の決定通知書（様式第1号の4）により行うものとする。

（認定の取消通知）

第1条の5 市長は、法第10条の10の規定により妊婦給付認定を取り消したときは、妊婦のための支援給付認定取消通知書（様式第1号の5）により妊婦給付認定者に通知するものとする。

(胎児の数の届出)

第1条の6 法第10条の13第1項の規定による届出は、胎児の数の届出書(様式第1号の6)により行うものとする。

第3条中「様式第1号」を「様式第1号の7」に改める。

様式第1号を様式第1号の7とし、同様式の前に次の6様式を加える。



様式第1号の2（第1条の3関係）

妊婦のための支援給付認定通知書

第 号  
年 月 日

様

刈谷市長

印

年 月 日付けの申請について、妊婦のための支援給付を受ける資格を有することについての認定をしました。

様式第1号の3（第1条の3関係）

妊婦のための支援給付認定申請却下通知書

第 号  
年 月 日

様

刈谷市長

印

年 月 日付けの申請については、次の理由により認定できませんので、通知します。

（理由）

- 注1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、刈谷市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、刈谷市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、取消しの訴えを提起することができます。また、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 上記1及び2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすること及び処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第1号の4（第1条の4関係）

妊婦支援給付金の額の決定通知書

第 号  
年 月 日

様

刈谷市長 印

次のとおり妊婦支援給付金（1回目・2回目）の額を決定したので、通知します。

|           |       |
|-----------|-------|
| 妊婦支援給付金の額 | 円     |
| 支払予定日     | 年 月 日 |

- 注1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、刈谷市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、刈谷市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、取消しの訴えを提起することができます。また、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 上記1及び2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすること及び処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第1号の5（第1条の5関係）

妊婦のための支援給付認定取消通知書

第 号  
年 月 日

様

刈谷市長

印

年 月 日付けで通知しました認定については、子ども・子育て支援法第10条の10の規定により次の理由により取消しをいたしましたので、通知します。

（理由）

注1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、刈谷市長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、刈谷市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、取消しの訴えを提起することができます。また、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

3 上記1及び2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすること及び処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第1号の6（第1条の6関係）

胎児の数の届出書

年 月 日

刈谷市長

届出者 住 所.....  
氏 名.....  
生年月日.....  
電話番号（.....）.....

子ども・子育て支援法第10条の13第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

|         |                 |   |         |  |
|---------|-----------------|---|---------|--|
| 胎 児 の 数 |                 | 人 |         |  |
| 医 療 機 関 | 名 称             |   |         |  |
|         | 住 所             |   |         |  |
|         | 診断した医師の氏名       |   |         |  |
| 振 込 口 座 | 金 融 機 関         |   |         |  |
|         | 種 目             |   | 口 座 番 号 |  |
|         | 口座名義人<br>(カタカナ) |   |         |  |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。